９．離婚時の年金分割制度

被保険者又は被保険者であった者が平成19年4月1日以降に離婚をした場合において，その被保険者若しくは被保険者であった者又はその配偶者であった者（以下「当事者」という。）から請求があったときは，両者の婚姻期間等に係る被保険者期間の標準報酬月額・標準賞与額を分割することができる。

(1) 離婚等の年金分割制度の概要

平成19年4月1日以後に離婚をした者は，第１号改定者（注１）又は第２号改定者（注２）からの請求に基づき，次の期間について離婚時の年金分割制度の対象とすることができる。

① 離婚をした場合は，婚姻が成立した日から離婚が成立した日までの期間

② 婚姻の取消をした場合は，婚姻が成立した日から婚姻が取り消された日までの期間

③ 事実上の婚姻期間と同様の事情にあった当事者について，当該事情が解消したときは，婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった当事者の一方が当該当事者の他方の被扶養配偶者である国民年金第３号被保険者であった期間

（注１）当事者のうち離婚等の年金分割制度の対象期間の標準報酬総額が多い者

（注２）当事者のうち離婚等の年金分割制度の対象期間の標準報酬総額が少ない者

(2) 標準報酬改定請求

次のいずれかの要件に該当するときに請求できる。

① 当事者が標準報酬改定の請求及び請求すべき按分割合について合意しているとき。

② 裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。

なお，分割後の標準報酬月額・標準賞与額は，当該請求を行った日以後，将来に向かってのみその効力を有することとなるので，過去に遡及して給付が発生したり，年金額が改定されることはない。

(3) 標準報酬改定請求に係る除斥期間

次のいずれかの日の翌日から起算して２年を経過したときは，標準報酬改定請求を行えない。

① 離婚が成立した日

② 婚姻が取り消された日

③ 事実上の婚姻期間と同様の事情にあった当事者について，当該事情が解消したと認められた日

(4) 按分割合

請求すべき按分割合は，当事者それぞれの対象期間標準報酬総額（注１）の合計額に対する第２号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え２分の１以下の範囲内で定められなければならない。

（注１）対象期間に係る被保険者期間における次の①及び②を合算した額である。

① 標準報酬月額に，当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額

② 標準賞与額に，当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額

(5) ３号分割標準報酬改定請求

平成20年4月1日以後に離婚をした被保険者又は被保険者であった者の被扶養配偶者は，特定期間（当該被保険者が被保険者であった期間であり，かつ，その被扶養配偶者当該被保険者の配偶者として国民年金第３号被保険者であった期間をいう。）に係る被保険者期間の標準報酬月額・標準賞与額をそれぞれ２分の１に按分する請求ができる。

なお，３号分割標準報酬改定請求により改定及び決定された標準報酬月額･標準賞与額は，３号分割標準報酬改定請求があった日から将来に向かってのみその効力を有する。